

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成 21 年 1 月 9 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

意見

「電気通信事業法にクーリング・オフの規程を設けるべきである」

理由

電気通信の進歩が急速に変化している状態の中で、「便利さ・安さ」を強調した勧誘で内容は理解できずに断ることが出来ず契約することが多い。機器の操作の複雑さなど、契約はしたものの使えないケースもあり、クーリングオフ制度は必要。また、わからないことなどをわかりやすく説明・フォローする相談窓口の設置も必要。